

Business Partner office NEWS

2018年
2月号



法律相談Q&A

— 労働者名簿・賃金台帳の調製 —

Q: 労働基準監督署の調査の際に労働者名簿と賃金台帳の提示を求められ、履歴書と源泉徴収簿を提示したところ、帳簿不備と指摘されました。履歴書や源泉徴収簿では代用できないのですか？

A: 労働者名簿と賃金台帳は労働基準法で記入すべき項目が下記の通り定められており、このうち履歴書・源泉徴収簿には青字の項目がありません。

①労働者名簿（労働基準法第107条）

事業所ごとに各労働者（**日雇い入れられる者を除く**）について以下の項目の記入が必要です。

- ・氏名 ・生年月日 ・履歴 ・性別 ・住所
- ・従事する業務の種類（常時30人以上の労働者を使用する事業場のみ） ・雇入れ年月日
- ・退職年月日及びその事由（解雇の場合はその理由を含む） ・死亡年月日及びその原因

②賃金台帳（労働基準法第108条）

事業所ごとに各労働者（**日雇い入れられる者を含む**）について以下の項目等の記入が必要です。

- ・氏名 ・性別 ・賃金計算期間 ・労働日数
- ・労働時間数 ・時間外、休日、深夜労働時間数
- ・基本給、手当（※）その他賃金の種類毎にその額
- ・賃金の一部を控除（※）した場合はその額

（※源泉徴収簿は所得税の計算・管理が目的のため、通勤手当等の非課税手当や、社会保険料・所得税以外の控除額については記載不要）

労働基準監督署としては、履歴書や源泉徴収簿はあくまで「履歴書」・「源泉徴収簿」であり、これらに不足する項目を書き込んだとしても労働基準法で調製を義務付けられた労働者名簿や賃金台帳にはならないと考えるので、別途作成するようになさって下さい。

被保険者のマイナンバーの確認にご協力ください

日本年金機構では皆様のマイナンバーを収録・確認する作業を進めているところ、同機構において管理している情報と住民票記載の情報が相違している等の理由により、マイナンバーの確認ができない被保険者が存在しています。仮に、マイナンバーが確認できている者とできない者が同一の適用事業所内に混在した場合、今後の届出等の省略ができる被保険者とできない被保険者を事業主様に管理して頂く必要が生じるなど、届出事務が煩雑になる恐れがあります。

このため、日本年金機構において**マイナンバーが確認できない被保険者が在籍する適用事業所**の事業主様あてに、平成29年12月中旬以降、順次「マイナンバー等確認リスト」をお送り致しますので、被保険者のマイナンバー等を確認・記入頂き、返送頂くようご協力をお願い申し上げます。

最近のニュースから

新たな年金支給漏れの可能性

ミス総点検で浮上

日本年金機構は、公表済みの過去の年金給付の事務処理ミスを総点検した結果、「配偶者状態の登録」や「合算対象期間の算入」など32の事務で、発覚していない支給ミスのおそれがあることを明らかにした。支給ミスの金額や人数は判明していないが、大規模なものとなる見込み。同機構では、2018年度中に対象者に通知するとしている。

労災保険料率を0.02ポイント引下げへ

労働政策審議会（労災保険部会）は、労災保険の料率を2018年度から全業種平均で0.02ポイント引き下げ、0.45%とする政府方針を了承した。労災死亡事故の減少で積立金が増加していること等によるもので、引下げにより企業の負担は年間約1,311億円軽くなる見込み。